船舶事故調査報告書

令和３年３月３日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　佐　藤　雄　二（部会長）
委　　員　　田　村　兼　吉
委　　員　　岡　本　満喜子

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和２年８月９日　１１時３０分ごろ
発生場所	千葉県栄（さかえ）町の利根川 北四等三角点から真方位０８０°　９００ｍ付近 （概位　北緯３５°　５１．５′　東経１４０°　１３．３′）
事故の概要	水上オートバイJIJI（ジージー）は、搭乗者５人を乗せた浮体をえい航して遊走中、浮体が転覆し、搭乗者が落水して１人が負傷した。
事故調査の経過	令和２年８月１３日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ　JIJI、０．２トン ２３０－５６２３１東京、個人所有 ２．９９ｍ（Lr）×１．２２ｍ×０．６０ｍ、ＦＲＰ ガソリン機関、１９３．００kW、平成３０年７月
乗組員等に関する情報	船長　男性　７０歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　平成４年７月３１日 免許証交付日　平成２９年７月２４日 （令和４年７月３０日まで有効） 搭乗者Ａ　女性　５２歳
死傷者等	重傷　１人（搭乗者Ａ）
損傷	なし
気象・水象	気象：天気　晴れ、風　なし、視界　良好 水象：川面　平穏
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、同乗者１人を乗せ、搭乗者Ａほか４人が搭乗した‘バナナボートと称する浮体’（以下「本件浮体」という。）を長さ約１８ｍのロープでえい航し、令和２年８月９日１１時２５分ごろ、遊走の目的で‘若草大橋東方約１０００ｍに所在する利根川右岸の発着場所’（以下「本件発着場所」という。）をアイドリングに近い低速力で出発し川の中央部に向かった。 本船は、川の中央部に到達後、下流方向に向きを変え、川岸と平行

	に直進しながら増速を始め、速力約１６ノット（kn）に達したところで、１１時３０分ごろ、本件浮体が左側に転覆、搭乗していた５人全員が落水した。 船長は、搭乗者の落水を知ってえい航を止め、併走していた他の水上オートバイ２台と共に落水者の救助に当たり、全員を本件発着場所まで運んだ。 搭乗者Ａは、救助中に肩の痛みを訴え、家族が運転する自家用車で消防署に運ばれ、同消防署から救急車で病院に搬送され、左上腕骨頚部骨折と診断された。 （付図１　事故発生場所概略図、付図２　えい航中のイメージ、写真１　本船、写真２　被引浮体（本件浮体同型品）、写真３　えい航ロープ　参照）
その他の事項	船長によれば、本事故時には初心者も含まれていたので、浮体搭乗者を落水させないよう、過大な速力や急旋回、急加速を行わないように特に注意して航行していたとのことであった。 船長は、波がない状態で直進中、遊走予定速力の約半分である約１６kn で転覆したのは、搭乗者が本件浮体搭乗中にバランスを崩したからかもしれず、搭乗者の中に経験者がいたので今回は十分な事前説明を実施しなかったが、搭乗者に対し、事前にバランスの取り方を含めた搭乗中の注意事項を詳しく説明しておくべきであったと、本事故後に思った。 搭乗者Ａは、えい航中の速力が過大だったとは感じていなかったこと、波による動揺や上下動がなく、川の中央部で下流方向に直進を始めてすぐに本件浮体が転覆したので、搭乗者のバランスの取り方が悪かったのかもしれないと、本事故後に思った。 本件浮体に併走していた水上オートバイの船長は、本件浮体の搭乗者のうち数人が、写真撮影のため本件浮体の右後方を併走していた別の水上オートバイに振り返るような姿勢をとった後、本件浮体が転覆したことを目撃した。 船長、同乗者及び本件浮体の搭乗者は、全員が救命胴衣を着用し、飲酒はしていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・水象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、利根川において、船長が、おおよその遊走予定のみを説明してえい航を開始したことから、浮体搭乗に慣れていなかった数人が、えい航中の写真撮影に応じようとした際に身体のバランスを崩し、本件浮体が転覆して搭乗者全員が落水し、搭乗者Ａが負傷したものと考えられる。

	船長は、搭乗者の中に初心者が含まれていたものの、経験者も一緒に搭乗していたことから、バランスの取り方を含めた浮体搭乗中の注意事項の十分な説明をしなくても支障はないと考え、おおよその遊走予定のみを説明してえい航を開始したものと考えられる。
原因	本事故は、利根川において、船長が、おおよその遊走予定のみを説明してえい航を開始したため、浮体搭乗に慣れていなかった数人が、えい航中の写真撮影に応じようとした際に身体のバランスを崩し、本件浮体が転覆して搭乗者全員が落水し、搭乗者Ａが負傷したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、浮体をえい航する前、浮体搭乗者に対して過度に上体を動かさない等、バランスの取り方を含めた浮体搭乗中の注意事項を説明すること。 ・被引浮体搭乗者は、バランスを崩さないよう、注意すること。

付図１　事故発生場所概略図

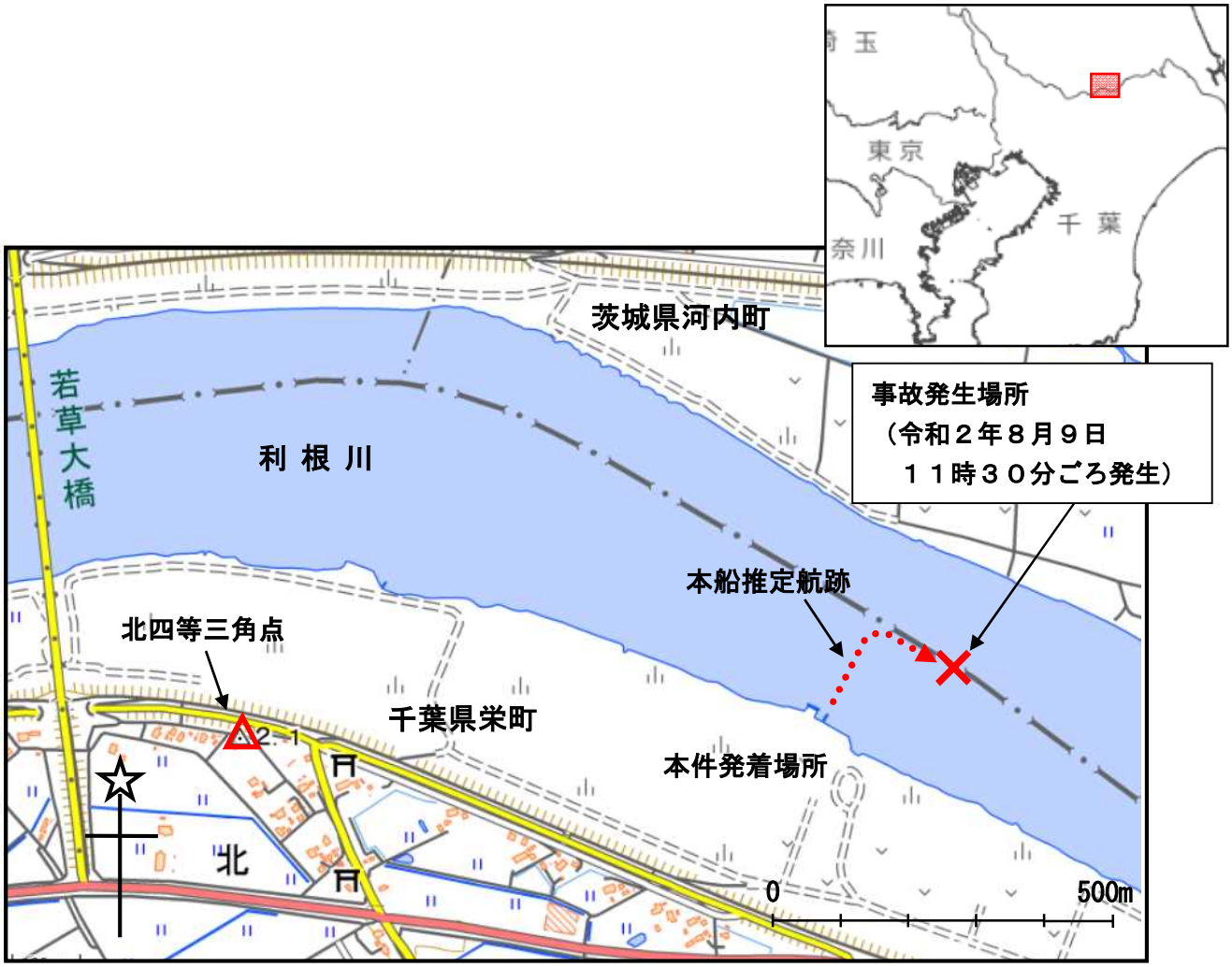

付図２　えい航中のイメージ

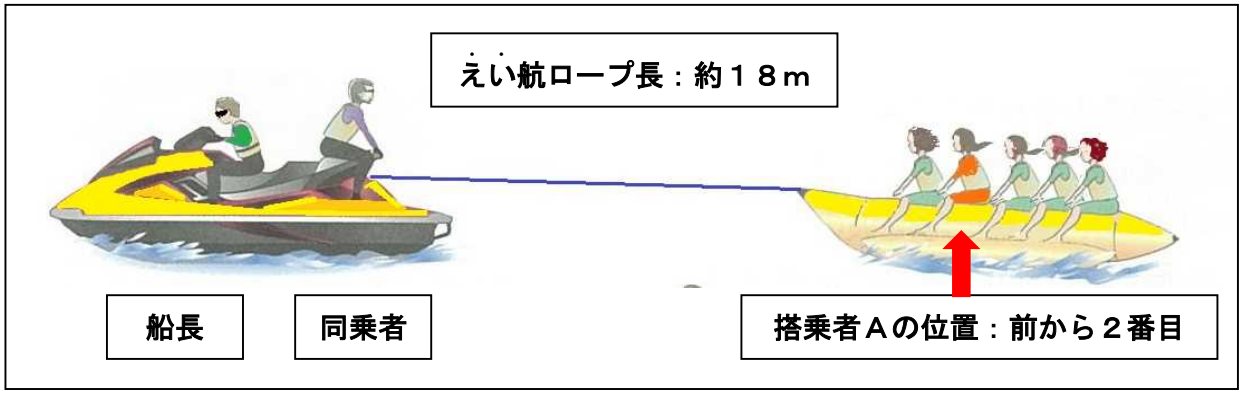

写真１　本船

写真２　被引浮体（本件浮体同型品）

写真３　えい航ロープ